

掲示

## 管理組合広報 (平成14年度第22号)

**駐車の際は必ず  
駐車証を提示してください。**

**自転車には  
管理シールを貼付しましょう。**

駐車・駐輪理事により、定期的に夜間のパトロールを実施しておりますが、最近、駐車証を掲示されない車が目立っております。駐車の際は必ず、駐車証を車のフロントに掲示するようお願いいたします。都合で、代車が駐車する場合は、その旨を書いたメモをフロントに掲示ください。

また、今年度発行の自転車シール(緑色)が添付されていない自転車が多数あります。新しく自転車を購入された場合も、管理事務所から自転車管理シールの発行を受けてください。1枚500円で発行しています。

なお、自転車を共用部の廊下等に置くことは、日常の通行に支障をきたすばかりでなく、非常時の際の防災活動、避難の妨げになります。自転車、その他物品等を共用部廊下には置かないようお願いします。

以上、皆様のご協力をお願いいたします。